

工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事のみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければならない。

2. 設計図書の照査

2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

3. 施工計画書

3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。

- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- (3) 施工計画書は工事着手前に監督員に提出しなければならない

3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。

3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。

3-4 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。

4-2 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたてて明記すること。

5. 排水処理

- 5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者の責任において講じなければならない。
- 5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること

6. 現場管理一般

6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまでもなく、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輛の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

7. 損害補償

- 7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

- 7-2 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。
- 7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。
8. 竣工時の提出書類
- 8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。
9. 検査
- 9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。
- 9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。
10. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理
- 10-1 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。
- 10-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。
- 10-3 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめるうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- 10-4 受注者は、濁水の処分に関し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。
- 10-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

11. 水道用資材

- 11-1 水道用管・弁栓類及び付属品は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA) 日本ダクタイル鉄管協会規格(JDPA)、日本水道鋼管協会規格(WSP)、塩化ビニル管・継手協会規格(AS規格)及び、配水用ポリエチレンハイステム協会規格(PTC)のいずれかの規格に適合したものとす。
- 11-2 前項の規定にかかわらず、使用する材料が規格品でないもので、工事をするうえで必要な場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- 11-3 前2項の材料には、製品の図面、仕様書及び製造者の検査合格書が提出されなければならない。
- 12. その他
 - 12-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
 - 12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。
 - 12-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。
 - 12-4 請負者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。
 - 12-5 各種請負作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。
 - 12-6 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。
 - 12-7 バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。
 - 12-8 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。
 - 12-9 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。

12-24 マーカー杭施工の場合は、反応をチェックし、チェックシートを提出すること。

12-25 時間外の作業連絡について、午後5時を超えて作業を行う場合は、あらかじめ午後4時までに監督員に報告し、作業が終了したときも同様に監督員に報告すること。

12-26 仮設撤去を行う場合は廃プラ及び非鉄スクラップ及び鉄スクラップに分けて処分すること。

12-27 工事施工に先立ち、現況舗装の縦横断測量を実施し縦横断計画を作成して監督員に提出し、協議すること。

12-28 路面表示における文字・記号については、『文字・記号の図例～三重県警察本部交通部交通規制課監修～』を参考に設置すること。

12-29 交通規制については、施工時は車両通行止とし、休工時は必要な安全対策を行って交通解放すること。

12-30 路盤で交通解放する場合は、必要に応じ民家の乗り入れ及びマンホール等構造物へアスファルト合材ですりつけを行なうなど安全対策を行うこと。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名： ） <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり 制限する工程名（全工程） 施工時期及び施工時間（ 8:30～17:00 ） <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 制限する工程名（全工程） 施工時期及び施工時間（ 8:30～17:00 ） <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ） <input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目（ <input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 施工時期（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 配置人員数（人）（うち交通誘導警備員A（人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置時間（ ） <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置期間（ ） <input type="checkbox"/> 交通管理要員配置の対象工種（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input checked="" type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） ・近接施設（ <input type="checkbox"/> 擁壁（ ） <input type="checkbox"/> プロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input checked="" type="checkbox"/> その他（配水池、場内側溝、既設フェンス） <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 安全者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、安全者として適切な安全確保の措置を講じようえ、工事を実施すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり	<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ 使用中和及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ 用地及び構造 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ 安全施設 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設構関係	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 別途図面等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設物の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 別途図面等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分（自由処分）	<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用）	<input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障関係	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 別添図書 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 別途協議 ）
工事支障関係	<input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理	<input type="checkbox"/> 別途協議 （ ）
	<input type="checkbox"/> アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。	<input type="checkbox"/> 別途協議 （ ）
工事支障関係	<input type="checkbox"/> 支障物件名	<input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 移設時期	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 別途協議 ）
工事支障関係	<input type="checkbox"/> 防護	<input type="checkbox"/> 別途協議 （ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 別途協議 （ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受け事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
葉液注入関係	<input type="checkbox"/> 葉液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 工法区分（ ） 注入力（ ） 材料種類（ ） その他（ ） 材料関係（ ） 再生コンクリート砂（ ） <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャー <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂（ ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ ） <input type="checkbox"/> 新材に変更（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品の品名を記入すること <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品を使用するように努める。 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 （認定製品の品名： 間伐材製工事用パリケート・看板・標示板） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品の品名を記入すること <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品を使用するように努める。 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 （認定製品の品名： 間伐材製工事用パリケート・看板・標示板） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ ） <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャー <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂（ ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ ） <input type="checkbox"/> 新材に変更（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品の品名を記入すること <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品を使用するように努める。 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 （認定製品の品名： 間伐材製工事用パリケート・看板・標示板） <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発成品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費（イメージアップ）適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 時期（平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善（イメージアップ）の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善（イメージアップ）の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：平成30年 8月 4日）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日 を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を（例示・（公財）三重県建設技術センター）に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制点検、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に申し送り説明を求められなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から工事請負者に対する指示又は通知等の支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により工事請負者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、三重県設計変更ガイドライン（平成29年7月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン（三重県国土整備部 平成29年7月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 設計変更（工事一時中止）を行う際には、（ ） <input type="checkbox"/> 三重県農林水産部 平成29年7月 三重県企業庁 平成29年7月 三重県国土整備部 平成29年7月 三重県環境保全事業部 平成29年7月 三重県森林整備課 平成29年7月 三重県漁場関係工事 平成29年7月 三重県森林整備課 平成29年7月 三重県公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置 <input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等非除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等非除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者の報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてばならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

新神辺配水池緊急遮断弁及び応急給水設備設置工事（機械設備工事） 特記仕様書

総 則

第1節 一般事項

1. 本工事は以下に記載する工事を亀山市の契約規定、三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月、最終改正平成30年7月）関係法規、一般仕様書、特記仕様書及び設計図書ならびに上水道室監督員（以下監督員）の指示に従い、誠意を持って完全なる施工を行うものとし、後記の関連法規及び準拠規格に违背しないように施工すること。
2. 本工事受注者は、一般仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、水道プラントとしての正常な機能を果たす為に施工上当然必要な設備は受注者の責任において行わなければならない。
3. 本工事受注者は関係諸官庁に対する一切の手続きを代行すると共に、常に密接な連絡を保ちそれぞれの使用に支障のないようにしなければならない。
4. 本工事の施工に当たっては機器製作図を提出し、係員の承認を得るものとするが、仕様書の変更については監督員が認めた場合について行うことができる。
5. 本工事の完成にあたっては、当市検査監立会いのもとで機械設備に対して総合動作試験を行うことがある。
6. 本工事について受注者は監督員の指示に従い、工事関係図書を2部作成し提出すること。これらに要する費用は受注者の負担とする。
7. 本工事竣工までの機器及び材料等の保管管理の責任は受注者によるものとする。
8. 本工事の施工にあたり、水道用水を供給する施設であることの認識を持ち、衛生的見地から十分注意を払うとともに、水質を汚染、汚濁する行為をしてはならない。
9. 本工事の納品機器及び材料の輸送等にあたっては、防湿、防錆、火災防止等の対策を講じ、輸送中損傷のないよう十分な処置を施すものとする。
10. 工事にあたっては、熟練した技術者および作業員を派遣して、誠実に工事を施工するものとする。

- 1 1 . 本工事の施工に起因して、発注者の構造物及び機器類、あるいは第三者に損傷、損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、受注者の負担で修理等を行うこと。
- 1 2 . 受注者は、工事施工にあたっては、既設設備に影響を与えないよう十分な養生を施すものとする。
- 1 3 . 受注者は、工事完了後速やかに養生を撤去し、後片付け、清掃等を行うものとする。
- 1 4 . 工事にあたっては、アイドリングストップの徹底等、環境負荷の低減に努めること。

機械設備工事

第1章 共通事項

第1節 総則

第1条 本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書、三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月、最終改正平成30年7月）、亀山市建設工事共通仕様書、関連図書等により施工する。

第2条 計画概要、本工事の概要及び指定部分工事は、下記のとおりとする。

本工事の概要

工 期	契約日より平成31年2月28日
本工事の概要	緊急遮断弁設置 1基
分離発注の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

部分指定工事の概要

指定部分工事の有無	<input type="checkbox"/> 有（完成期限 平成 年 月 日） <input checked="" type="checkbox"/> 無
-----------	--

第3条 既施設を十分調査の上、既施設の設計思想を理解し施設全体の機能が十分発揮させるようにするとともに、維持管理、保守点検等に支障がないように機器製作、施工を行う。

第4条

第5条 試運転に必要なものは、受注者の負担において実施するものとする。

第2章 緊急遮断弁

第1節 緊急遮断弁

1. 緊急遮断弁

項 目	仕 様	備 考
1) 口 径	200 mm	
2) 弁 形 式	横型バタフライ弁	
3) フ ラ ン ジ	上水 7.5 k	
4) 材 質 ・ 塗 装	F C D 450-10 内面エポキシ樹脂粉体塗装	
5) 遮 断 方 式	ウエイト式	
6) 数 量	1基	
7) そ の 他	既設緊急遮断弁室内の仕切弁間に取り付けるものとする。 室内への水の流入に耐えうる製品とすること。 ポテンションメーター発信機含む	

2. 地震計

項 目	仕 様	備 考
1) 方 式	機械式 水平全方向	
2) 設 定 震 度	150 gal	
3) 数 量	1基	
4) そ の 他	中部精機(株) S C G 相当品	

3. 緊急遮断弁操作盤

項目	仕様	備考
1) 盤構造	屋外用 鋼板製自立型	
2) 電源	単相 100V 60Hz	
3) 弁復帰装置	操作盤で遠隔復帰	油圧式又は 電動式
4) 直流電源装置 又は UPS	停電保証 1 時間	弁復帰装置が電動式の場合は手動式を併用すること。
5) 感知方式	1 震度、2 流量、3 震度流量併用を任意に選択できること	
6) 流量警報設定	未設定とする	
7) 自動中間停止	設定した開度で自動的に弁を停止できること	中間開度は別途協議を行うこと
8) 警報等	全開、全閉、作動、中間停止、地震感知、異常流量、無停電異常	
9) 数量	1 面	
10) その他	既設流量計室内の仕切弁間に取り付けるものとする。 弁開度計、RI変換器付 アンカーボルトM12以上4箇所以上で固定するが、設置する操作盤等の重量から耐震性を検討し、監督員の確認を受けること。	

4. テレメータ盤、監視盤改造内容

項 目	仕 様	備 考
1) 子局・親局 テレメータ盤 改造	<p>新神辺配水池内の子局テレメータ盤の表示項目は、「緊急遮断弁異常」とする。</p> <p>第2水源地内の親局テレメータ盤への通報項目は、「緊急遮断弁異常」、「緊急遮断弁作動」とする。</p>	
2) 監 視 盤	<p>第2水源地内の既設監視盤において緊急遮断弁の稼働状況に異常が発生した際に速やかに警報の発報ができるものとする。なお表示は、緊急遮断弁の稼働状況が目視できるものとする。なお、制御画面のグラフィックは別途監督職員と協議を行うこと。</p>	

5. 応急給水設備

項 目	仕 様	備 考
1) 給水車用給水栓	<p>新神辺配水池内に設置</p> <p>75A×65A、町野式ホース接続</p> <p>回転式、補助弁付、副弁付、排水装置付、</p> <p>SUS 管及び水道用エポキシ樹脂塗装</p>	

工事（共通）

概要

緊急遮断弁の設置にあたっては、既設配管および流量計の位置関係や役割を十分把握して、無駄のないように行うものとする。

施工方法

- 1 . 緊急遮断弁や操作盤に必要な電気容量を確認し、新神辺配水地内の既契約電気容量に不足が生じる場合は、速やかに監督職員に報告すること。
- 2 . 緊急遮断弁設置に際し、1カ月前に設置日を決定し監督職員に報告すること。
- 3 . 設置日までに、既設仕切弁の閉操作が行われたことを確認すること。
- 4 . 配水流量計室に進入する際は、ガス検知器により入念に安全の確認を行うこと。
- 5 . 既設配管内および既設利用する流量計等に異物が入り込まないように入念に養生を行うこと。
- 6 . 運用中の施設であるため、施工にあたり運用に支障のないように十分注意するものとし、機能停止時間は、最小限とする。
- 7 . 試運転調整の方法は監督職員と協議を行い、決定すること。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

分別解体等の方法

「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法()
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 (取壊し工)	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法 12 条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第 1 号の別表 1（建築物に係る解体工事）、別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表 3 - 1、3 - 2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- （ 1 ） 解体工事に要する費用
- （ 2 ） 再資源化等に要する費用
- （ 3 ） 分別解体の方法
- （ 4 ） 再資源化等をする施設の名称及び所在地